

答 申 書

平成28年（2016年）3月18日

横須賀市情報公開審査会

(平成27年度第1号諮問事案)

横情審第24号

平成28年(2016年)3月18日

横須賀市長 吉田 雄人 様

横須賀市情報公開審査会

委員長 三浦 大介

公文書の部分公開決定に関する異議申立てについて(答申)

平成27年6月5日付け横総人第61号をもって諮問された公文書の部分公開決定に関する異議申立てについて、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

横須賀市長が、職員採用最終面接試験(政策推進部担当課長)の結果に係る合格者あて通知及び不合格者あて通知につき、その一部を非公開とした決定は、妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

情報公開条例(平成13年横須賀市条例第4号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、異議申立人が行った公文書公開請求(以下「本件請求」という。)に対し、横須賀市長(以下「実施機関」という。)が、職員採用最終面接試験(政策推進部担当課長)の結果に係る合格者あて通知及び不合格者あて通知(以下「本件対象文書」という。)につき、平成27年4月21日付けで行った部分公開決定(以下「本件処分」という。)において非公開とした受験番号及び氏名(以下「本件非公開部分」という。)のうち受験番号の公開を求めるものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書、諾否決定理由説明書に対する意見書及び口頭による意見陳述の内容は、おおむね次のとおり要約することができる。

ア 本件請求について

実施機関が行った政策推進部担当課長の採用試験(以下「本件採用試験」という。)が不適正に行われたと考え、本件請求を行った。

イ 異議申立ての趣旨について

異議申立書では、本件非公開部分のうち、受験番号の公開を求めると記載し、また、諾否決定理由説明書に対する意見書では、他の地方公共団体において受験番号をホームページに公表している取扱いについて例示したが、実施機関が説明する非公開理由は、全く成立しないと考える。

本件請求の公開の実施の際に、受験番号を非公開とした理由を人事課長に尋ねたところ、「それぞれ個人に対して付与している番号なので、個人の特定につながらないとはいえないので、それを慮った。」との説明があったが、受験番号が公開されることにより、個人の特定につながるとは考えられない。

また、実施機関が作成した諾否決定理由説明書では、「本市採用試験においては、試験会場では受験番号を席次に表示している。また、本市は大都市と比較し、受験者が多くないため、受験会場で知人等に遭遇する場合も多い。受験にあたっては、受験者は氏名、受験番号、応募職種が記載され、写真が貼付された受験票を自分の席の机の上に提示する必要があることから、受験者であれば、知人等が受験番号を知り得てしまい、その後の合否通知に記載されている受験番号を公開することにより、その合否を知り得てしまうおそれがある。特に、当該試験については、第1次試験の受験者が12名であり、一会場、一室で実施したものであることから、受験番号を公開することにより特定の個人が識別されるおそれが極めて高いといえる。」との理由が書いてあるが、これは、現実を全く踏まえていない論拠であると考えられる。なぜなら、公務員が採用された場合は、必ずあまねく公表されることになる。本件採用試験では、採用に先立ち、人事異動内示書が発表されている。公務員の採用試験である限り、採用者はわかってしまうので、実施機関が説明するように、顔見知りの者が同じ職員採用試験を受験したとしても、採用者の発表があった時点で顔見知りの人が不合格であったということはわかることになる。

なお、実施機関は、諾否決定理由説明書において採用事務に関する支障についても説明するが、そのような支障はないと考える。

3 実施機関の説明の要旨

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、本件採用試験の合否の結果を受験者あてに通知した文書である。

(2) 部分公開決定の理由について

ア 条例の基本原則について

条例の基本原則として、条例第3条第1号に「市の保有する公文書は、原則として公開することとし、非公開とする公文書を必要最小限にとどめること。」と規定しているが、同条第2号に「基本的人権としての個人の尊厳を守るため、個人情報

を最大限に保護すること。」と併せて規定している。これは、市の公文書は、原則公開とする一方、個人の権利利益を侵害することがないように、個人情報を最大限に保護しなければならないというものである。

本件対象文書は、本件採用試験の可否の結果を通知するものであり、受験者個人についての判断、評価に関するものであることから、一般には他人に知られたくない個人に関する情報に該当するため、これがみだりに公開されることがないように配慮を要する。

イ 本件対象文書に記載されている個人情報の特徴について

本件対象文書は、職員採用試験の可否結果に関する個人情報（以下「採用試験個人情報」という。）である。採用試験個人情報は、通常、実施機関に属する職員のうち職員採用試験にかかる事務担当者及び面接官のみが知り得る個人に関する情報であり、個人の資質又は名誉等に密接に関わる固有の個人情報であって、一般的には他人に知られたくないと思う情報である。

このような性格から、実施機関においては、採用試験個人情報は、職員採用試験に携わる特定の職員しか知り得ない情報として、特に注意を払って取り扱い、管理している。

ウ 条例第7条第1号（個人に関する情報）該当性について

本件対象文書における氏名は、特定の個人が識別される情報であり、受験番号は、特定の個人が識別され得る情報である。

職員採用試験を実施するに当たっては、個人のプライバシーについて十分に配慮した上で実施する必要があるとともに、職員採用試験の適正かつ円滑な遂行のためには、受験者を確実に識別する必要があるため、受験申込みの受付時に受験番号を交付し、氏名と組み合わせ、個人を確実に識別するものとすることは、職員採用試験においても広く一般に使用されている方法である。

受験番号は、職員採用試験の実施において、試験会場における本人確認や席次表示、その後の面接試験、合格不合格通知など、受験者を確実に識別することに用いる情報であり、特定の個人が識別され得る情報である。

本市の職員採用試験においては、試験会場では受験番号を席次に表示しており、また、本市は大都市と比較し、受験者が多くないため、受験会場で知人等に遭遇する場合も多い。受験に当たっては、受験者は氏名、受験番号、応募職種が記載され、写真が貼付された受験票を自分の席の机の上に提示する必要があることから、受験者であれば、知人等が受験番号を知り得てしまい、その後の可否通知に記載されている受験番号を公開することにより、その可否を知り得てしまうおそれがある。

また、第1次試験時の机上提示のみならず、第2次試験以降は、集合場所である

控室での受付時に、受験者確認のため、受験者は、受験番号と氏名を名乗っている。多くの受験者は集合時間の30分程度前に到着しているため、控室には、多数の受験者が待機していることもある。同じ控室の中で、受験者が氏名、受験番号を名乗っていることから、他の受験者の顔、氏名、受験番号を同時に組み合わせて認識し得る状況にある。

以上のことから、本件文書の非公開部分である受験番号を公開することは、特定の受験者が識別され得るものであり、個人の権利利益を侵害するおそれがある情報であるので非公開とした。

特に、本件採用試験については、第1次試験の受験者が12名であり、一会場、一室で実施したものである。そのため、受験番号を公開することにより特定の個人が識別されるおそれが極めて高いといえる。本件非公開部分は、特定の個人が識別され、又は識別され得ることから、条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当する情報である。

エ 条例第7条第1号ただし書非該当性について

(ア) 条例第7条第1号ただし書ア非該当性について

職員採用試験受験者の氏名及び受験番号は、職員採用試験の実施において個人を確実に識別することに用いるために、職員採用試験に携わる特定の職員しか知り得ない情報であり、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しないことから、条例第7条第1号ただし書アに該当するものではない。

なお、最終合格者の氏名については、採用決定後、人事異動内示書により本市ホームページで公表したが、本件処分時においては公にされていない情報であった。

(イ) 条例第7条第1号ただし書イ非該当性について

職員採用試験受験者の氏名及び受験番号は、採用前の受験者の情報であり、「職務の遂行に係る情報」に該当しないことから、条例第7条第1号ただし書イに該当するものではない。

(ウ) 条例第7条第1号ただし書ウ非該当性について

職員採用試験受験者の氏名及び受験番号は、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当しないことから、条例第7条第1号ただし書ウに該当するものではない。

オ 条例第7条第4号エ（事務事業に関する情報）該当性について

本件非公開部分は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、原則、公開されることを前提とせず管理されている。そのため、これを公開

することにより、受験者の合否の結果が明らかになることから、本市の職員採用試験に対する信頼が失われ、受験申込みの際の心理面へ影響を及ぼすため、受験者数が減少し、本市が優秀な人材を確保できなくなるおそれがあり、今後、実施機関において行われる職員採用試験に係る適正な事務の遂行に支障を及ぼすものである。

異議申立人が主張するように、職員採用試験の実施において、ホームページ等で受験番号を掲載し、合格を発表している地方公共団体があることも承知しているが、それらの地方公共団体については、その旨をあらかじめ受験案内に記載しており、受験者は、自らの受験番号が公開されることを承知の上で、職員採用試験の受験申込みをしている。

一方、本市の職員採用試験においては、受験番号による合否発表は行わず、郵送により合否を通知しており、各試験時において、合否の発表は郵送のみで行うことを説明している。そのため、受験者は、自らの受験番号が公開されることを想定していないと考えられる。

このような中で、受験番号を公開することは、本市の職員採用試験に対する信頼が失われ、受験申込みの際の心理面へ影響を及ぼすものとする。

よって、本件非公開部分は、条例第7条第4号エ（事務事業に関する情報）に該当する情報であって、これらを公開することにより、実施機関における人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすものである。

4 審査会の判断

審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を具体的に検討した結果、以下のよう

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、実施機関が実施した職員採用試験（政策推進部担当課長）の最終面接試験の結果を合格者及び不合格者あてに通知した書面であり、最終面接試験の受験者に対する通知内容とともに各受験者の受験番号及び氏名が記載されている。

(2) 非公開部分に係る判断について

本件対象文書における非公開部分は、合格者及び不合格者の受験番号及び氏名であり、いずれも条例第7条第1号及び第4号エに該当するものとしている。

異議申立人は、条例第7条第1号該当性について、受験番号が公開されたとしても、個人の特定につながるとは考えられないとし、本件採用試験では、本件処分後に人事異動内示書が発表されており、公務員の採用試験であるので、いずれ採用者が誰であるかはわかってしまうと主張する。

一方、実施機関は、本件対象文書における非公開部分のうち、受験番号は特定の個

人が識別され得る情報であるとした上で、本件採用試験の第1次試験会場における受験番号の席次表示や受験票の机上提示により、受験者であれば他の受験者の受験番号を知り得てしまう状況があり、第2次試験控室では受験者が他の受験者の顔、氏名及び受験番号を同時に組み合わせて認識し得る状況にあったと説明する。また、本件採用試験については、第1次試験の受験者が12名と極めて少人数で実施したため、受験番号を公開することにより特定の個人が識別されるおそれが極めて高いとも説明する。

まず、本件採用試験の採用者に係る人事異動内示書の公表時期について当審査会において確認したところ、平成27年4月27日付けの報道発表により、実施機関は報道機関に対して人事異動内示書を提供しており、併せて同日付けで人事異動内示書を本市ホームページに掲載している。このことから、本件処分時においては、採用者は公表されていなかったことが確認できる。

次に、他の地方公共団体の職員採用試験においては、受験番号が当該地方公共団体のホームページに掲載されている事例がある旨を異議申立人は主張するが、本件採用試験においては、選考段階ごとに受験番号の発表は行われておらず、受験者に対して郵送による合否通知で選考結果が伝えられているのみであり、選考段階において受験番号が公にされている事実は確認できなかった。

そこで、受験番号の条例第7条第1号該当性について検討すると、一般的に想定し得るところの識別可能性でいうと、特定の個人が識別される可能性は低いことから、受験番号の条例第7条第1号該当性を認めることはできない。

しかしながら、少なくとも、他の受験者など一定の範囲の者にとっては、受験番号の情報だけであっても、特定の受験者の合否を知り得る点については、考慮すべき事項である。

次に、条例第7条第4号エ該当性について検討すると、異議申立人は、受験番号が公開されることによる採用事務に関する支障はないと主張する。

一方、実施機関は、本件非公開部分は、原則、公開されることを前提とせずに管理されており、また、本件非公開部分を公開することにより、受験者の合否の結果が明らかになることから、本市の職員採用試験に対する信頼が失われ、受験申込みの際の心理面へ影響を及ぼすため、受験者数が減少し、本市が優秀な人材を確保できなくなるおそれがあり、今後、実施機関において行われる職員採用試験に係る適正な事務の遂行に支障を及ぼすものであると説明する。

そこで、人事管理に係る事務における支障について検討すると、競争試験により実施された本件採用試験にあつては、試験の実施のみならず、これに関連する情報の取扱いを含め、極めて公平かつ平等な取扱いが要請されるところ、前述のとおり、受験

番号の情報のみであっても、他の受験者など一定の範囲の者であれば、特定の受験者の合否を知り得ることとなる。また、本市の職員採用試験においては、採用者の情報は、当該試験合格後の意思確認等を経て、採用される職制等に応じ、採用決定後又は採用後に一律に公にされている。

このような状況を考慮して判断すると、たとえ採用者の情報がいずれ公になることが予定されているとしても、極めて公平かつ平等な取扱いが要請される人事管理に係る事務にあつては、その情報が公にされる時期を待たず、特定の者に対してのみ公開されることになれば、本市の採用事務に対する信頼が失われることとなり、今後の本市の人事管理に係る事務において、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることを否定することはできない。

また、本件においては、このことに加えて、本件採用試験に対する関心が極めて高いことが認められ、受験番号が何人に対しても公開されてしまうことにより、特定の受験者の合否が明らかとなれば、人事異動内示書の公表前において合格者に対する何らかの働きかけが行われることも否定できない。

これらのことを含めて総合的に判断すれば、実施機関の人事管理に係る事務に関し支障を及ぼすおそれについては、法的保護に値する程度の高度な蓋然性が認められる。

したがって、本件処分時点に限って判断すると、本件非公開部分は、条例第7条第4号エに該当すると判断することができる。

以上、審査会の結論に記載のとおり答申する。

横須賀市情報公開審査会

委員長	三浦大介
委員	柳瀬昇
委員	板垣勝彦
委員	駒田英隆
委員	望月由佳子

○ 審査会の経過

年 月 日	処 理 等 の 内 容
平成27年 5 月 8 日	・ 異議申立ての提起
平成27年 6 月 5 日	・ 横須賀市長からの諮問（総務部人事課）
平成27年 6 月25日	・ 実施機関から「諾否決定理由説明書」の收受
平成27年 7 月16日	・ 異議申立人から「諾否決定理由説明書に対する意見書」の收受
平成27年 8 月13日	・ 審議
平成27年 9 月11日	・ 実施機関からの口頭説明聴取
平成27年11月13日	・ 異議申立人による口頭意見陳述
平成27年12月24日	・ 審議
平成28年 1 月25日	・ 審議